○叙勲

（臼杵市議会議員）　首藤　新一

旭日小綬章を授ける（二十五年十二月二十六日）

小畑　滿作

旭日双光章を授ける

上野多茂利　齋藤　録持

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十七日）

鈴木　城二　関田　昭二

旭日単光章を授ける（各通）（二十五年十二月二十八日）

大野　和美

旭日双光章を授ける

塩倉　邦伸　中川　雅昭

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十九日）

阿河益太郎

旭日双光章を授ける（二十五年十二月三十一日）

稲妻　秀夫　内田　敬　岡野　勝成

小川　文勝　川田　英則　河手　泰男

黒木　貞雄　辻村　正司　中村　勤史

花城　盛光　濱頭　修　藤田　和作

丸山　昇　宮川　利彦　山田　厚

横田　明彦

瑞宝双光章を授ける（各通）

吉野昭司郎

瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月二十六日）

大西　四郎　佐伯　龍夫　吉野　格

瑞宝小綬章を授ける（各通）

荒武　業成　井上　昌已　宇梶　猛仁

大澤耕三郎　清道　清吉　酒井　義人

助則　敏幸　武田　直子　森　美智子

森川久仁男

瑞宝双光章を授ける（各通）

浅野　公一　笠原　和喜

鎌田精三郎　兒玉　桂二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十七日）

衛藤　嘉一　岸本　徹男

高橋　雅弘　塚本　重雄

松山　昌晴　丸岡　節夫

（農林水産事務官）

村田　佳久

瑞宝双光章を授ける（各通）

西田　智光

瑞宝単光章を授ける（以上二十五年十二月二十八日）

田村　三郎

（神戸大学名誉教授）

瑞宝中綬章を授ける

池村　長義　伊藤　浩三　大森　宏

金子　文正　榊原　英男　佐藤　忠孝

多田　洽　西尾和三郎　仁科　輝一

蜂谷　壽志　藤谷　審　大和　洋征

渡邉　浩

瑞宝双光章を授ける（各通）

上島　益雄　田上　泉

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十五年十二月二十九日）

杉山甲子夫　中島　由詮

瑞宝双光章を授ける（各通）（二十五年十二月三十日）

久保　正己

瑞宝単光章を授ける（二十五年十二月三十一日）

星　乗顯

瑞宝双光章を授ける

山越新一郎

瑞宝単光章を授ける（以上一月一日）

中戸　敏夫

瑞宝単光章を授ける（一月三日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年二月三日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年三月九日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　藤島　雄二

生年月日　昭和四十五年四月六日生

旅券申請上の住所　福岡県福岡市

二、返納すべき旅券

旅券番号　TG八六一六四八六

発行年月日　平成十八年一月三十日

旅券名義人　藤島　雄二

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十五年十月一日、久留米簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年一月十六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成26年2月3日

関東地方整備局長　深澤　淳志

道路の種類	路線名	区間
一般国道	6号	松戸市上本郷字前田2859番2から同市中根字亀井下127番3までの下り線
一般国道	6号	松戸市二ツ木1732番1から同市二ツ木字房山348番1までの上り線
一般国道	6号	柏市柏字呼塚345番1から同市根戸字中馬場1858番1までの上り線
一般国道	16号	千葉市中央区村田町1893番135から市原市八幡北町一丁目1番10までの上下線
一般国道	16号	市原市八幡海岸通2385番8までの下り線
一般国道	16号	市原市八幡海岸通17番2から同市五井字川通南北新田674番6までの下り線
一般国道	357号	千葉市中央区川崎町52番5から同市中央区寒川町三丁目107番8までの上り線
一般国道	357号	千葉市中央区寒川町三丁目107番8から同市中央区出洲港537番1までの上下線

中国地方整備局公示

一級河川旭川水系旭川で河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却・保管した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成26年2月3日

中国地方整備局長　栗田　悟

1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

①　小型船舶（FRP製）　6隻

②　桟橋（木製）　1基

2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1)　保管した工作物の放置されていた場所

①　岡山市中区江崎地先

②　岡山市中区江崎地先

(2)　当該工作物を除却した日時

①　平成25年12月19日午後2時

②　平成25年12月19日午前11時

3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管場所

(1)　当該工作物の保管を始めた日時

①　平成25年12月19日午後3時

②　平成25年12月19日午後3時

(2)　保管場所　岡山市北区玉柏地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所大原排水機場

4　保管した工作物を返還するため必要と認められる事項　当該工作物の返還を受けるべき所有者等であることを証明する書類を提示し、当該工作物の除却、保管及びその他措置に要した費用を負担すること。

5　問い合わせ先　岡山市北区鹿田町二丁目4番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課　電話086―223―5193